

藤沢市図書館に関する規則の一部改正及び廃止について
藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

2024年（令和6年）12月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

- 1 一部を改正する等の規則
別紙のとおり
- 2 施行期日
別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、公共施設予約システムの導入に伴い、施設の使用に係る登録及び施設の使用許可の申請手続等の取扱いを変更するため、所要の改正を必要による。また、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規則を廃止する必要による。

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和6年12月 日

藤沢教育委員会

教育長 岩 本 将 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する等の規則

(藤沢市図書館に関する規則の一部改正)

第1条 藤沢市図書館に関する規則(昭和61年藤沢市教育委員会規則第4号)

の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

(施設の使用に係る登録)

第11条の2 条例第6条第1項の規定により図書館の施設を使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けることができるものは、生涯学習活動又は地域活動を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5人以上の者によって組織されていること。
- (2) 団体を組織する者の半数以上の者が市内に居住している者であること。
- (3) 市内に活動拠点を置き、継続的かつ計画的に活動を行っていること。
- (4) 共通の目的をもつ構成員により、自主的に運営されていること。

3 第1項の登録は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則(令和6年藤沢市規則第○号)の例による。

4 登録事項の変更手続及び登録の取消しは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。

第12条を次のように改める。

(施設の使用許可の申請手続等)

第12条 次に掲げる施設を使用しようとする者は、使用日の属する月の2月前の16日から使用日当日の使用前までに、藤沢市公共施設の使用等に係る手続

に関する規則の例により申請し、許可を受けなければならない。

藤沢市総合市民図書館	ホール、会議室、対面朗読室、おはなしの部屋
藤沢市南市民図書館	会議室
藤沢市辻堂市民図書館	ホール、会議室、多目的室、録音室
藤沢市湘南大庭市民図書館	会議室、多目的室、録音室、特別書庫

第12条の2第4項中「施設の入場口において」を削る。

第13条の2を次のように改める。

(施設使用の取りやめの届出)

第13条の2 条例第6条第1項の許可を受けた者が事情により利用することを取りやめるときは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により手続を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(雑則)

第25条 第11条第3項若しくは第4項又は第13条の2の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(藤沢市図書館に関する規則の廃止)

第2条 藤沢市図書館に関する規則は、廃止する。

附 則

- 1 この規則中第1条の規定は令和7年1月6日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の藤沢市図書館に関する規則の規定は、令和7年4月1日以前の施設の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正後（案）	現行												
<p>○藤沢市図書館に関する規則 昭和61年9月29日教委規則第4号 <u>（施設の使用に係る登録）</u></p> <p>第11条の2 条例第6条第1項の規定により図書館の施設を使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けることができるものは、生涯学習活動又は地域活動を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 5人以上の者によって組織されていること。</p> <p>(2) 団体を組織する者の半数以上の者が市内に居住している者であること。</p> <p>(3) 市内に活動拠点を置き、継続的かつ計画的に活動を行っていること。</p> <p>(4) 共通の目的をもつ構成員により、自主的に運営されていること。</p> <p>3 第1項の登録は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則（令和6年藤沢市規則第○号）の例による。</p> <p>4 登録事項の変更手続及び登録の取消しは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。</p> <p><u>（施設の使用許可の申請手続等）</u></p>	<p>○藤沢市図書館に関する規則 昭和61年9月29日教委規則第4号</p> <p><u>（施設の使用の許可）</u></p>												
<p>第12条 次に掲げる施設を使用しようとする者は、<u>使用日の属する月の2月前の16日から使用日当日の使用前までに、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により申請し、許可を受けなければならない。</u></p>	<p>第12条 次に掲げる施設を使用しようとする者は、<u>教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1161 383 1249">藤沢市総合市民図書館</td> <td data-bbox="383 1161 1068 1249">ホール、会議室、対面朗読室、おはなしの部屋</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1249 383 1342">藤沢市南市民図書館</td> <td data-bbox="383 1249 1068 1342">会議室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1342 383 1431">藤沢市辻堂市民図書館</td> <td data-bbox="383 1342 1068 1431">ホール、会議室、多目的室、録音室</td> </tr> </table>	藤沢市総合市民図書館	ホール、会議室、対面朗読室、おはなしの部屋	藤沢市南市民図書館	会議室	藤沢市辻堂市民図書館	ホール、会議室、多目的室、録音室	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 1161 1382 1249">藤沢市総合市民図書館</td> <td data-bbox="1382 1161 2067 1249">ホール、会議室、対面朗読室、おはなしの部屋</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1249 1382 1342">藤沢市南市民図書館</td> <td data-bbox="1382 1249 2067 1342">会議室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1342 1382 1431">藤沢市辻堂市民図書館</td> <td data-bbox="1382 1342 2067 1431">ホール、会議室、多目的室、録音室</td> </tr> </table>	藤沢市総合市民図書館	ホール、会議室、対面朗読室、おはなしの部屋	藤沢市南市民図書館	会議室	藤沢市辻堂市民図書館	ホール、会議室、多目的室、録音室
藤沢市総合市民図書館	ホール、会議室、対面朗読室、おはなしの部屋												
藤沢市南市民図書館	会議室												
藤沢市辻堂市民図書館	ホール、会議室、多目的室、録音室												
藤沢市総合市民図書館	ホール、会議室、対面朗読室、おはなしの部屋												
藤沢市南市民図書館	会議室												
藤沢市辻堂市民図書館	ホール、会議室、多目的室、録音室												

改正後（案）		現行	
藤沢市湘南大庭 市民図書館	会議室、多目的室、録音室、特別書庫	藤沢市湘南大庭 市民図書館	会議室、多目的室、録音室、特別書庫
<p>(使用料の減免基準等)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が、第2項第3号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(図書館の利用の制限)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(施設使用の取りやめの届出)</p> <p>第13条の2 条例第6条第1項の許可を受けた者が事情により利用することを取りやめるときは、<u>藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により手続を行うものとする。</u></p>		<p>2 前項の許可（対面朗読室に係るものを除く。）を受けようとする者は、使用日の属する月の2月前の初日（その日が休館日にあたる時は、当該休館日の後に最初に到来する開館日）から使用日当日の使用前までに、図書館施設使用申請書により教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を図書館施設使用決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 対面朗読室の使用に係る申請及び許可については、口頭によるものとする。</p> <p>(使用料の減免基準等)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が、第2項第3号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて<u>施設の入場口において</u>その者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(図書館の利用の制限)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(施設使用の取りやめの届出)</p> <p>第13条の2 第12条第3項に規定する施設使用の許可を受けた者が事情により利用することを取りやめるときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>	

改正後（案）	現行
<p data-bbox="165 225 255 256"><u>（雑則）</u></p> <p data-bbox="120 268 1120 435"><u>第25条 第11条第3項若しくは第4項又は第13条の2の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</u></p>	